

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年5月19 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500843 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600016 号

第1 結論

1 請求期間①のうち、請求者のA社における平成 16 年 4 月 6 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 16 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、20 万円から 24 万円とする。

平成 16 年 4 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 4 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間①のその他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

2 請求期間④について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

3 請求者のA社における請求期間②（平成 17 年 6 月 30 日）の標準賞与額を 9 万 8,000 円、請求期間③（同年 12 月 31 日）の標準賞与額を 13 万 4,000 円、請求期間⑤（平成 18 年 7 月 31 日）の標準賞与額を 14 万 3,000 円、請求期間⑥（同年 12 月 31 日）の標準賞与額を 15 万 8,000 円、請求期間⑦（平成 19 年 7 月 31 日）の標準賞与額を 15 万 5,000 円、請求期間⑧（同年 12 月 31 日）の標準賞与額を 17 万 5,000 円、請求期間⑨（平成 20 年 6 月 30 日）及び請求期間⑩（同年 12 月 31 日）の標準賞与額を 17 万 3,000 円、請求期間⑪（平成 21 年 6 月 30 日）の標準賞与額を 12 万 5,000 円、請求期間⑫（同年 12 月 31 日）の標準賞与額を 7 万 7,000 円に訂正することが必要である。

請求期間②及び③並びに⑤から⑫の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間②及び③並びに⑤から⑫の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成 16 年 4 月 6 日から平成 17 年 8 月 1 日まで
② 平成 17 年 6 月
③ 平成 17 年 12 月
④ 平成 18 年 5 月 1 日から平成 22 年 12 月 1 日まで
⑤ 平成 18 年 7 月
⑥ 平成 18 年 12 月
⑦ 平成 19 年 7 月
⑧ 平成 19 年 12 月
⑨ 平成 20 年 6 月
⑩ 平成 20 年 12 月
⑪ 平成 21 年 6 月
⑫ 平成 21 年 12 月

A社の給与支給明細書から控除されている厚生年金保険料額と、ねんきん定期便等で確認できた厚生年金保険料額が相違している。賞与については、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録がない。請求期間①及び④に係る標準報酬月額の記録を訂正し、請求期間②及び③並びに⑤から⑫までの期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、請求者が厚生年金保険被保険者資格を取得した平成 16 年 4 月 6 日から同年 9 月 1 日までの期間については、オンライン記録により当該期間の標準報酬月額は 20 万円と記録されているところ、請求者が提出した A 社の給与支給明細書により、当該期間に標準報酬月額 24 万円に見合う報酬月額が事業主により請求者へ支払われ、標準報酬月額 24 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、日本年金機構 B 事務センターに、請求者に係る資格取得時の本来の報酬月額について問い合わせたところ、「給与支給明細書から確認できる固定的賃金の総額 23 万 6,800 円が資格取得時における報酬月額と思料されます。」との回答があり、この報酬月額に見合う標準報酬月額は 24 万円である。

したがって、請求期間①のうち、平成 16 年 4 月 6 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額と保険料控除額に見合う標準報酬月額が一致していることから、24 万円とすることが必要である。

なお、事業主が、請求者の請求期間①のうち、平成 16 年 4 月 6 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、当該期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否か

については、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間①のうち、平成 16 年 9 月 1 日から平成 17 年 8 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者が提出した給与支給明細書により事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額又は請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

- 2 請求期間④のうち、平成 18 年 5 月 1 日から平成 20 年 9 月 1 日及び平成 21 年 9 月 1 日から平成 22 年 12 月 1 日までの期間については、請求者が提出した給与支給明細書により、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる報酬月額に基づき算定した標準報酬月額よりも高額である標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる報酬月額に基づき算定した標準報酬月額が、オンライン記録と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間④のうち、平成 20 年 9 月 1 日から平成 21 年 9 月 1 日までの期間については、オンライン記録では当該期間の標準報酬月額は 26 万円と記録されているところ、請求者が提出した当該期間に係る給与支給明細書により標準報酬月額 34 万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。しかしながら、請求者が提出した「社会保険算定基礎届・月額変更訂正届に伴う社会保険料の実際の控除額との差額について」の文書（事業主が依頼した社会保険労務士が作成したもの）において、平成 20 年 9 月分から平成 22 年 6 月分までの期間の標準報酬月額に見合う社会保険料と実際に給与から多く控除した社会保険料との差額が示され、その差額から平成 20 年 12 月分、平成 21 年 7 月分及び同年 12 月分の賞与に係る厚生年金保険料が徴収されていることが確認できる上、この徴収後の残額が請求者の給与振込口座に平成 22 年 12 月 15 日及び同年 12 月 30 日に 2 回に分けて振り込まれていることが確認できる（なお、請求者が提出した平成 21 年夏期賞与支給明細書は、「平成 21 年 6 月分賞与」となっている。）。このことから、平成 20 年 9 月 1 日から平成 21 年 9 月 1 日までの期間にかかる厚生年金保険料については、事業主は社会保険事務所へ届け出ていた標準報酬月額に見合う保険料よりも高額な保険料を給与から控除し、平成 22 年 12 月にその差額を請求者に返金したと考えるのが妥当である。

以上のことから、請求期間④のうち、平成 20 年 9 月 1 日から平成 21 年 9 月 1 日までの期間については、事業主が厚生年金保険料の一部を返金したと認められるため、結果的に事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

- 3 請求期間②、③、⑤及び⑥について、請求者が提出した当該期間に係る賞与支給明細書により、請求者は、A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞

与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②、③、⑤及び⑥の標準賞与額については、上記の賞与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額により、請求期間②は9万8,000円、請求期間③は13万4,000円、請求期間⑤は14万3,000円、請求期間⑥は15万8,000円とすることが妥当である。

請求期間⑦から⑨までの期間について、請求者が提出した当該期間に係る賞与支給明細書により、請求者は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間⑦から⑨までの期間の標準賞与額については、上記の賞与支給明細書により、請求期間⑦は15万5,000円、請求期間⑧は17万5,000円、請求期間⑨は17万3,000円とすることが必要である。

請求期間⑩について、請求者が提出した当該期間に係る賞与支給明細書及び前述の「社会保険算定基礎届・月額変更訂正届に伴う社会保険料の実際の控除額との差額について」の文書により、請求者は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑩の標準賞与額については、当該期間の賞与支給明細書により 17 万 3,000 円とすることが妥当である。

請求期間⑪及び⑫について、請求者が提出した当該請求期間に係る賞与支給明細書により、請求者は、A社から賞与の支払をうけていることが認められるものの、当該賞与に係る厚生年金保険料の記載は確認できない。

しかしながら、前述のとおり「社会保険算定基礎届・月額変更訂正届に伴う社会保険料の実際の控除額との差額について」の文書において、当該請求期間の厚生年金保険料は、平成 20 年 9 月分から平成 22 年 6 月分までの期間の標準報酬月額に見合う社会保険料と実際に給与から多く控除した社会保険料との差額の中から徴収されていることが確認できる。以上のことから、請求期間⑪及び⑫の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑪及び⑫の標準賞与額については、「社会保険算定基礎届・月額変更

訂正届に伴う社会保険料の実際の控除額との差額について」の文書で確認できる当該請求期間の社会保険料から按分した厚生年金保険料控除額から、請求期間⑪は12万5,000円、請求期間⑫は7万7,000円とすることが妥当である。

賞与の支給日については、請求者が提出した請求期間②及び③並びに⑤から⑫までの期間に係る賞与支給明細書には記載がなく、現金支給である上、事業主及び同僚に照会したもの回答がなく不明であるため、各賞与支給月の月末とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②及び③並びに⑤から⑫までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から当該期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答を得られないところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額等に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500884 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600019 号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成19年3月1日から平成21年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成19年3月から平成20年8月までの標準報酬月額については、26万円から34万円、同年9月及び同年10月の標準報酬月額については、24万円から36万円、同年11月の標準報酬月額については、24万円から34万円、同年12月から平成21年2月までの標準報酬月額については、24万円から36万円、同年3月から同年8月までの標準報酬月額については、24万円から32万円とする。

平成19年3月から平成21年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年3月から平成21年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 40 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年2月1日から平成21年9月1日まで

A社で勤務していた請求期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低い額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成19年3月1日から平成21年9月1日までの期間については、請求者から提出されたA社の給与支給明細書によると、報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高いことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請

求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の上述の期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成19年3月から平成20年8月までは34万円、同年9月及び同年10月は36万円、同年11月は34万円、同年12月から平成21年2月までは36万円、同年3月から同年8月までは32万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付した旨回答しているが、請求者に係る被保険者報酬月額算定基礎届の報酬月額を給与支給明細書の総支給金額よりも低額で届け出していたことが確認できる上、平成19年3月から平成21年8月までの期間について、給与支給明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成19年2月1日から同年3月1日までの期間については、請求者のA社の平成19年2月の給与支給明細書によると、厚生年金保険料の控除が確認できず、事業主は、請求期間当時の事業主がすでに死亡し、当時の給料計算、厚生年金保険料控除等に係る関連資料については不明である旨陳述していることから、請求者の当該期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500888 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600021 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における平成18年9月1日から平成25年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、平成18年9月から平成20年8月までの期間は41万円から50万円、同年9月から平成23年8月までの期間は41万円から47万円、同年9月から平成25年4月までの期間は41万円から44万円とする。

平成18年9月から平成25年4月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年9月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年9月1日から平成25年5月1日まで

B社に勤務した期間の内、請求期間の報酬月額が誤った金額で届けられていた。請求期間のうち平成24年9月から平成25年4月までの期間の標準報酬月額については後日訂正届が提出されたが、厚生年金保険の記録では訂正後の標準報酬月額は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。

請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低いので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間のうち、平成24年9月から平成25年4月までの期間の標準報酬月額は当初41万円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成27年6月5日に、41万円から50万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額

は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

また、B社から提出された請求者に係る平成18年から平成25年までの給与台帳から、請求者の請求期間の報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる年金額の計算の基礎となる標準報酬月額より高いことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の請求期間の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記給与台帳で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成18年9月から平成20年8月までの期間は50万円、同年9月から平成23年8月までの期間は47万円、同年9月から平成25年4月までの期間は44万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年9月から平成25年4月までの期間について、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出したと回答しているものの、年金事務所から提出された請求者に係る平成18年の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっており、また、年金事務所は、平成19年から平成24年の定時決定については厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の提出がなかったため、保険者算定（従前の標準報酬月額で決定）したと回答しており、事業主も厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）又は年金事務所は、請求者の平成18年9月1日から平成25年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1500891号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1600020号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成16年7月20日の標準賞与額を23万7,000円、平成16年12月15日の標準賞与額を23万3,000円、平成17年7月31日の標準賞与額を7万2,000円、平成18年7月31日の標準賞与額を22万6,000円、平成18年12月31日の標準賞与額を22万3,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月20日、平成16年12月15日、平成17年7月31日、平成18年7月31日及び平成18年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者の平成16年7月20日、平成16年12月15日、平成17年7月31日、平成18年7月31日及び平成18年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成16年7月
② 平成16年12月
③ 平成17年7月
④ 平成18年7月
⑤ 平成18年12月
⑥ 平成19年7月

年金記録を確認したところ、請求期間①から⑥にA社から支給された賞与が記録されていないが、賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑤までについては、請求期間当時の社会保険担当の取締役の陳述及びC市から提出された平成17年度、平成18年度及び平成19年度住民税決定証明書により、請求者は

当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から⑤までに係る標準賞与額については、前述の住民税決定証明書における社会保険料控除額から、請求期間①は23万7,000円、請求期間②は23万3,000円、請求期間③は7万2,000円、請求期間④は22万6,000円、請求期間⑤は22万3,000円とすることが妥当である。

さらに、請求期間①及び②に係る賞与の支給日については、同僚のオンライン記録から、請求期間①は平成16年7月20日、請求期間②は平成16年12月15日、請求期間③、④及び⑤に係る賞与の支給日については、社会保険担当役員の毎年7月と12月支給であったとの陳述がある一方、現金支給である上、事業主及び同僚に照会したものとの不明との回答であるため、賞与支給月の月末と認定し、請求期間③は平成17年7月31日、請求期間④は平成18年7月31日、請求期間⑤は平成18年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、請求者に係る届出や保険料納付について資料の保管がないため不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間⑥については、請求者は、賞与は現金支給であったとしているところ、賞与支給の事実及び賞与からの保険料控除について確認できる賞与明細書等の資料を保管していない上、C市から提出された平成20年度住民税決定証明書に記載された社会保険料控除額はオンライン記録における標準報酬月額に基づく社会保険料額を超えていないことが確認できる。

このほか、請求期間⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500901 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600017 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和44年10月1日から同年7月31日に訂正し、昭和44年7月から同年9月までの標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

昭和44年7月31日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和44年7月31日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 19 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和44年7月31日から同年10月1日まで

私は、B社及びA社に継続して勤務したが、昭和44年7月31日から同年10月1日まで厚生年金保険の加入記録に空白がある。給与から保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者は、A社に昭和44年8月1日から勤務したこととなっている。

一方、A社の事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和44年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、同日に24人が厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。そのうち請求者を含めた22人が、昭和44年7月31日にB社の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年10月1日にA社の厚生年金被保険者資格を取得していることが確認できる。この請求者を除く21人の同僚のうち住所が判明した9人の同僚に照会したところ、複数の同僚は、「請求者は、昭和44年7月31日からA社に勤務していた。」と回答している。また、回答のあった同僚の一人が保管していた請求期間に係る出勤表及び給与明細書により、当該同僚は、昭和44年7月31日からA社に勤務し、厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらのことから判断すると、請求者は、請求期間においてA社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の同僚が保管する請求期間に係る給与明細書によると、厚生年金保険料控除額は、当該同僚がA社において資格取得した昭和44年10月の標準報酬月額に見合う額であることから、請求者の昭和44年10月の標準報酬月額から6万円とすることが妥当である。

一方、A社は、昭和44年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間については適用事業所となっていないことが確認できるものの、商業登記簿謄本により、同社は昭和44年7月17日に法人として設立されていることが確認でき、複数の同僚の回答から判断すると、同社は、請求期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は死亡していることから不明であるものの、昭和44年7月31日から同年10月1日までの期間において、A社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の昭和44年7月31日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500514 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600018 号

第1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 39 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 60 年 6 月頃から同年 10 月 1 日まで

② 昭和 60 年 10 月 1 日から昭和 61 年 4 月 1 日まで

請求期間①について、A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

請求期間②について、昭和 60 年 10 月 1 日から B 社に勤務していたが、厚生年金保険の資格取得年月日は昭和 61 年 4 月 1 日となっている。

請求期間①及び②について、厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、複数の同僚の陳述から、期間は特定できないものの、当該期間当時に請求者が A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は昭和 60 年 9 月 30 日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、「名目上の社長に雇われただけで、実質の経営は当時の会長が行っていたため会社の内容は全く分からず、当時は同社が倒産した事も分からなかった。会長も既に死亡し、関係資料の行方も分からぬいため、請求者の厚生年金保険料の控除等については分からない。」と陳述をしている。

また、A 社の当時の経理担当者は、請求期間①当時に係る厚生年金保険の取扱いについて、同社では 3 か月程度の試用期間を設けており、試用期間は厚生年金保険の加入手続を行わず、給与から保険料を控除していなかった旨の陳述をしている。

さらに、請求期間①に厚生年金保険の被保険者記録がある複数の同僚に照会したもの、いずれの者からも請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除等について具体的な陳述を

得ることはできない。

加えて、A社の事業所別被保険者名簿において、請求者の名前は確認できず、健康保険の整理番号に欠番もない。

請求期間②について、雇用保険の記録及び同僚の陳述から、当該期間に請求者がB社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 61 年 4 月 1 日であり、請求期間②においては同社が厚生年金保険の適用前であることが確認できる上、事業所別被保険者名簿から、昭和 61 年 4 月 1 日付けで請求者を含む 113 人が厚生年金保険の資格を取得していることが確認できるが、同日より前に同社で厚生年金保険の記録が確認できる者はいない。

また、複数の同僚が、昭和 60 年 * 月 * 日に A 社が倒産した後、同年 * 月 * 日から B 社が業務を引き継いだが、請求期間②当時、厚生年金保険から国民年金に切り替えるよう会社から指示があった旨の陳述をしている上、同社の経理担当者も同様の指示があったことを記憶しており、オンライン記録によると、複数の同僚が、当該期間に国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、商業登記簿及びオンライン記録によると、B 社は平成 18 年 7 月 31 日に解散し、同年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、当時の事業主及び解散時の事業主に照会するも回答が得られないことから、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、B 社が適用事業所となった昭和 61 年 4 月 1 日に、請求者と同様に厚生年金保険の資格を取得した者のうち、複数の同僚は資格を取得する前から勤務していたと回答しているものの、いずれの者からも請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除等について、具体的な陳述を得ることはできない。

なお、口頭意見陳述を実施した際に、請求者は、請求期間①及び②当時、健康保険被保険者証を使用して医療機関に受診していたと主張しているが、当該医療機関は、平成 16 年 9 月に請求者が受診した記録は残っているが、請求期間①及び②当時の記録は残っていない旨回答していることから、請求者が、請求期間①及び②当時、当該医療機関を受診したことを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。